

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私は、会社退職後に引っ越しをし、市役所で転入手続と同時に国民年金の加入手続をした。免除申請をした時以外はずっと未納無く保険料を納めており、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長きにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ7か月と短期間である上、申立人の申立期間後の国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に励行されていることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続後に交付を受けたとしている昭和48年5月25日に発行された国民年金手帳には、国民年金被保険者資格の新規取得日として47年9月1日と記載されていることから、申立期間は当初から国民年金の加入期間とされていたと考えられる。

さらに、申立人の所持する領収証書から、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の保険料を49年8月に過年度納付したことが確認できるところ、これら期間を過年度納付した時点で、申立期間は時効前であり、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと考えられることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間に係る保険料を未納のままにしたとは考え難く、申立期間直後の期間と同様に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月
② 昭和42年1月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、町内の集金により納付しており、当時、領収書があったことを記憶しているため、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年4月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、申立人は国民年金の加入手続を行ったとみられ、同手続により遡って被保険者資格を取得したとされる37年5月（同年同月分は厚生年金保険被保険者期間のため平成14年12月に還付されている。）以降、申立期間直前の39年1月まで保険料を未納無く納付しており、申立期間①が未納とされているのは不自然である。

一方、申立人は、申立期間②の保険料について、その妻と一緒に町内の集金により納付していたと述べているが、同期間は申立人の妻も未納とされている。

また、申立人は、申立期間②に係る加入手続（厚生年金保険からの切替え）について、これまで諸手続は行ってきたとするが、その記憶は具体的ではない上、平成14年4月に行われた記録訂正により昭和39年3月から41年12月までの厚生年金保険被保険者期間が統合されるまで、未納とされていたとみられることから、申立人は切替えに伴う手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の事情により、申立人は統合された厚生年金保険被保険者期間当時、国民年金にも加入していたことになるが、申立人は、この期間について国民年金保険料を納付していた記憶は無いことから、昭和39年3月に厚生年金保険被保険者となったのを契機として保険料の集金が停止することとなったとみられ、このことと申立人が上記のように厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったことがうかがえることを踏まえると、申立期間②についても、41年12月に厚生年金保険被保険者でなくなった後、引き続き集金が行われなかった可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間②に係る保険料をまとめて遡って納付した記憶は無いとしており、過年度納付や特例納付により遡って納付したこともうかがえない。

このほか、申立人が居住する市の被保険者名簿でも申立期間は未納期間となっており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年5月まで

夫(申立人)は生前、国民年金保険料は完納したので「退職後は年金を満額受給できるから節約すれば、なんとか生活できるからな。」と私(申立人の妻)に口癖のように言っていた。領収書は、夫から「大切だから保管しておくように。」と言われたため引き出しの中に保管しておいたが、夫が亡くなり歳月も経過したので破棄してしまった。夫は人一倍堅い性格なので間違いなく保険料を納付したと思う。私の申立期間の保険料は納付済みになっていることから、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の会社退職から再就職までの期間であり、オンライン記録によれば、平成3年1月に、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得理由について、当初、「第2号被保険者から第1号被保険者への移行」とされていたものが、「適用もれ」に訂正処理されたことが確認できることから、申立期間に係る国民年金加入手続は、遅くとも同年同月時点には既に申立人によって行われていたことが推認でき、この時期を基準とすると、申立期間は時効前であり保険料を納付することが可能であったことから、申立期間に係る納付書が申立人に対して発行されていたのは明らかである。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の妻は申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われており、同期間の

保険料が納付済みである。

さらに、申立期間前にも申立期間と同様に申立人自身が退職し再就職するまでの期間があるが、同期間は、夫婦共に国民年金の切替手続きを行い保険料も納付済みであることから、夫婦の国民年金に対する意識は高かったものと考えられ、夫婦の国民年金に係る諸手続きを行っていた申立人が、申立期間について、その妻の保険料を納付しながら、自身の保険料納付を失念したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月2日から39年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。A事業所は転勤の多い職場であるが、途中で退職することなく働いており、継続して厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「申立人は正社員で現場監督をしていた。」、「正社員は全員が厚生年金保険に加入し、毎月の給与から保険料控除があった。」と証言していることから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（A事業所C出張所から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「Dの完成直前までC出張所で働いていた。」と述べているところ、旧E省が発行した文献によると、昭和38年10月3日にDが開通していることから、同年同月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、F事

業所（A事業所の後継事業所）は不明としているが、申立人が昭和38年10月2日にA事業所において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行う厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和39年12月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年10月から39年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 3 月 10 日
③ 平成 18 年 3 月 10 日
④ 平成 19 年 1 月 12 日

A事業所から各申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、各申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び役員賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①から④までにおいて、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 16 年 3 月 10 日、17 年 3 月 10 日、18 年 3 月 10 日及び 19 年 1 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は116万円、17年3月10日は150万円、18年3月10日は120万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年3月10日
③ 平成18年3月10日

A事業所から各申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、各申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び役員賞与明細一覧表により、申立人は、平成16年3月10日は116万円、17年3月10日は150万円、18年3月10日は120万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年3月10日、17年3月10日及び18年3月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は70万円、17年3月10日及び18年3月10日は150万円、19年1月12日は110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年3月10日
③ 平成18年3月10日
④ 平成19年1月12日

A事業所から各申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、各申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び役員賞与明細一覧表により、申立人は、平成16年3月10日は70万円、17年3月10日及び18年3月10日は150万円、19年1月12日は110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年3月10日、17年3月10日、18年3月10日及び19年1月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月10日は150万円、19年1月12日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月10日
② 平成19年1月12日

A事業所から各申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、各申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び役員賞与明細一覧表により、申立人は、平成18年3月10日は150万円、19年1月12日は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年3月10日及び19年1月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月26日から46年2月15日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間は、A事業所本社から同事業所B工場へ転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所B工場から提出された申立人に係る辞令及び給与台帳兼所得税源泉徴収簿並びに当該事業所の回答により、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和45年10月26日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和45年10月26日とすべきところ、46年2月15日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月10日は150万円、19年1月12日は90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月10日
② 平成19年1月12日

A事業所から各申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、各申立期間に係る標準賞与額が記録されていないことが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び役員賞与明細一覧表により、申立人は、平成18年3月10日は150万円、19年1月12日は90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年3月10日及び19年1月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年9月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和17年6月から20年1月までは40円、同年2月から同年8月までは70円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から30年6月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月1日まで
(A事業所)
② 昭和29年3月2日から30年7月18日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所及びB事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの、申立人の名字及び生年月がそれぞれ一部異なる記録が発見され、当該記録では、昭和17年6月1日に被

保険者資格を取得し、20年2月1日に標準報酬月額が改定が行われていることが確認できる。

また、申立人が戦時中に一緒に働いていたとする複数の元同僚は、「申立人とは同じ寮に入り、一緒にCを作る仕事をしていました。申立人は入社してから終戦後まで継続して勤務していました。申立人が退職したのは自分と同じ日だった。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該複数の元同僚の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年9月1日となっていることが確認できる。

さらに、D事業所（A事業所の後継事業所）は、「申立期間当時の資料は無いものの、申立人の記憶及び当時の同僚の証言からすると、A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にあるという申立人の氏名と類似した氏名の記録は、申立人の記録であると十分考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると認められ、A事業所の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から20年1月までは40円、同年2月から同年8月までは70円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、「自分は、E町の住民となった昭和29年3月2日には、既にB事業所に勤務していた。」と述べており、E町（現在は、E市）の住民票から、申立人は昭和29年3月2日に同町の住民となったことが確認できる上、オンライン記録から、同年3月28日にB事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立人は、自分がB事業所に入社したときには既にFの修理や組立てをして働いていた。」と証言していることから、申立人は、同年3月中にはB事業所に勤務していたと推認できる。

また、上述の複数の元同僚は、「自分は中学校を卒業してすぐB事業所に入社した。自分の当該事業所における入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は同じだと思う。当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させてくれたと思う。」と証言している。

さらに、G事業所（B事業所の後継事業所）は、「申立期間当時の事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の届出を誤ったため、申立期間に係る保険料を納付していないと考える。一方、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてB事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和30年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、29年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から30年6月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年3月から30年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と681円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1587

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 36 年 9 月 30 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 773 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1357

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 50 年 10 月まで

私は、母親から国民年金に加入するよう勧められ、20 歳から加入し保険料を自分で納付してきた。私と同様に母親から助言を受けた私の兄妹は 20 歳から納付済みであるのに、私だけ申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は婚姻後、申立人の母親の勧めにより自身の国民年金加入手続きを行い、申立期間も含め国民年金保険料を全て納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 2 月頃に払い出されており、別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、同年同月頃に払い出された同記号番号は、申立人がオンライン記録上、50 年 11 月 22 日に任意加入により、初めて国民年金被保険者資格を取得したことに伴い払い出されたものと推認できる。このことから、同年同月までは、申立人は、国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の夫は申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、申立人の国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる申立期間については、遡って国民年金被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできない。このため、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する領収証書から確認できるように、申立人は、昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付により、申立期間前の 42 年 4 月から 46 年 1 月までについて保険料を遡って納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続きを行った時期について、婚姻

後すぐにではなかったとするのみで具体的な記憶は無く、保険料の納付方法についても金融機関で定期的に納付したか又は遡って納付したかのいずれかであるとするのみであり、これら申立人の主張から、申立人が申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していたことを推認することも困難である。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも、申立期間は未加入とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1358

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 48 年 3 月まで

私は、大学在学中に帰省した際、母親から私が 20 歳になったので国民年金に加入して保険料を払っていると聞いた事を覚えている。母親は兄弟姉妹の保険料を集金で納めていたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中に帰省した際、申立人の母親から、20 歳の時から申立人は国民年金に加入しており、その母親が申立人の国民年金保険料を払っていると聞いたことを覚えていると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 5 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人の加入手続が行われ、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立人が主張するようにその母親が保険料を納めることはできなかったと考えられる。

また、上記の加入手続時点で、申立期間の一部（昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで）は既に時効のため保険料を納付することはできなかったと考えられる上、同加入手続時点で時効前であり、保険料の納付が可能であった期間（昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで）についても、i) 申立期間の保険料を納付したとする母親は、期間を遡及してまとめて保険料を納付した記憶は無いと述べていること、ii) 申立人の姉も、申立人同様に加入手続時点で過年度納付が可能であったとみられる期間があるものの、納付はされていないことから、その母親が遡って納付したことはうかがえない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 51 年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、町内の集金により納付しており、当時、領収書があったことを記憶しているので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 54 年 1 月であり、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間の大半（昭和 51 年 9 月まで）は、既に時効のため、保険料を納付することはできなかった。

また、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立人は、上記加入手続後、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料を 54 年 4 月以降に過年度納付したことが確認でき、この時点では、申立期間のうち加入手続時点では時効到達前であった 51 年 10 月から同年 12 月までの保険料も既に時効のため、納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料について夫婦分一緒に町内の集金により納付していたとしており、遡ってまとめて納付したとの記憶は無いことから、特例納付により遡って納付したこともうかがえない。

加えて、申立人が居住する市の被保険者名簿でも申立期間は未納期間となっており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を

納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から 22 年 7 月 1 日まで
(A事業所)
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 8 月 1 日まで
(B事業所C工場)

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

A事業所及びB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA事業所の同僚として記憶する者はD事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、上述の同僚の証言から、勤務期間について特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E事業所(D事業所が名称変更)が提出した退職者に係る名簿に申立人の氏名は確認できない上、E事業所の事業主は、「昭和 22 年 3 月 1 日の時点に在籍している従業員は厚生年金保険に加入させたため、申立人は同年 3 月 1 日時点においてD事業所に在籍していなかったと思う。この時点より前のことについては分からない。」と回答している。

また、申立人の記憶する同僚に、申立期間①のうち昭和 22 年 3 月 1 日より前のD事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認できる者はいない。

さらに、年金事務所が管理するD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 19 年 10 月 30 日から 23 年 9 月 23 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB事業所C工場に勤務していたと主張している。

しかし、申立人が同じ工程に従事した同僚として挙げた者は亡くなっており、申立人をB事業所C工場に紹介したとする工場長と連絡が取れないことから申立人の勤務状況を確認することはできず、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者に聴取したが、申立人の氏名を記憶する者はいない。

また、申立人が、ほぼ同時期にB事業所C工場に就職したとする同僚について、B事業所C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが当該同僚の氏名は見当たらない。

さらに、年金事務所が管理するB事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和29年11月1日から30年8月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、B事業所C工場は既に廃業しており、申立期間②当時の事業主と連絡が取れず、申立期間②当時の社会保険事務の担当課長は亡くなっていることから、厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所には昭和 30 年 1 月 10 日から勤務を開始していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の従業員名簿及び人事記録により、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時のA事業所での社会保険の取扱いについて記憶している者（申立期間はA事業所の親会社に勤務し、申立期間後にA事業所で統括業務を担当していたとする者）は、「申立期間当時、A事業所においては、入社後に厚生年金保険に加入させない試用期間を設けていた。申立人は営業職として採用されたので、試用期間が3か月間ほど設けられていた。」と証言している。

また、B事業所（A事業所の後継事業所）に照会したところ、「当時の社会保険の適用を確認できる資料は無く、当時の社会保険の取扱いについては確認ができない。」と回答しているほか、複数の同僚に聴取したが、試用期間や社会保険の取扱いについては分からないと証言しており、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除を確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで
年金事務所に、A事業所での厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当該事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人による当時の勤務状況や事業所の説明、当時の写真等により、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に聴取したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、当該期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料は無く、元事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について、確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月22日から同年11月1日まで
年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、申立期間にA船舶所有者B船舶に乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A船舶所有者B船舶に、昭和26年5月22日から乗船し、同年10月31日少し前に下船した。乗船と同時に船員保険証を配付された。」と主張している。

しかし、申立人は船員手帳を保管していないため、申立期間に船員であったことを確認できない上、A船舶所有者B船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、A船舶所有者B船舶は、昭和26年7月1日に船員保険の新規適用事業所になっており、同日より前の期間は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶する複数の元同僚は、「申立人がA船舶所有者B船舶に乗船していた時期について覚えていない。」と述べており、申立人が申立期間にA船舶所有者B船舶に乗船していたとする証言が得られない。

さらに、申立人は、「A船舶所有者B船舶に乗船したのは申立期間だけである。」と主張しているが、A船舶所有者B船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間のうち、新規適用事業所となった昭和26年7月1日から同年11月15日までの期間について、申立人の氏名は確認できない一方、申立人に係る船員保険の被保険者記録として、同年11月16日に資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失した記録が確認できる。

加えて、A船舶所有者は死亡しており、申立人に係る船員保険の適用状況につ

いて証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年8月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所のB支社に勤務していたと主張しているが、A事業所の元事業主は、「B支社はなかった。」と回答をしている。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和58年10月12日から60年9月21日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人がA事業所の同僚として挙げた者が、オンライン記録によれば、C事業所（A事業所の商品の販売会社）で厚生年金保険の被保険者記録が確認できたため、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和58年8月27日から61年2月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は「申立期間当時の給与は、固定給と歩合給を合わせた給与であった。」と述べているところ、C事業所における申立期間当時の取締役は、「支社の者で給与に歩合給のある者は、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答しており、当該事業所における申立期間当時の総務部長も、「厚生年金保険の被保険者となっていない者から、保険料を給与から控除するようなことはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に、A事業所での厚生年金保険加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答を得たが、継続してA事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に就職してから退職までの間、B課からC課に異動したものの、労働条件の変更は無く、継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、D事業所（A事業所が組織変更）から提出された人事記録によれば、「昭和 46 年 8 月 20 日 願により臨時補充員を免ずる」及び「昭和 46 年 9 月 1 日 臨時補充員を命ずる」の記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、A事業所に在籍していなかったことが確認できる。

また、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 46 年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、健康保険被保険者証返納欄の「返」に丸印が記されていることから、当該事業所が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが推認できる。

さらに、D事業所の担当者は、「賃金台帳は保管していないが、申立期間当時、給与計算及び社会保険の手続はA事業所で行っていた。申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1594 (事案 862 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月10日から28年3月10日まで
(A社B出張所)
② 昭和30年8月18日から34年4月5日まで
(C事業所)
③ 昭和34年9月21日から38年5月10日まで
(D社E出張所)

申立期間①について、A社B出張所に勤務していたことは確かである。

また、申立期間②及び③について、C事業所及びD社E出張所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間②及び③についてこれらの事業所に勤務していた。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が班長であったと記憶する者は、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者として確認することができない。

また、F社(A社が名称変更)に照会したところ、「人事記録を確認したが、申立人及び申立人が班長として名前を挙げた者は、記録を確認することができない。短期間の雇用であれば、当社の従業員ではなく、下請けの直接雇用だと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、A社B出張所において、上述の班長以外に同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

なお、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和

27年1月1日から最後に被保険者資格を取得した者が確認できる28年3月1日までの期間に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、i) C事業所に照会したところ、「申立人が、上司として名前を挙げた者は、当社の被保険者台帳において記録を確認することはできるが、申立人の記録は無く、申立人の勤務状況は確認できない。」
「申立期間②当時の資料は保管されておらず、当時の厚生年金保険加入条件等については、不明である。」と回答していること、ii) 申立期間②当時、C事業所の厚生年金保険の被保険者となっている者から、「現場作業員の中でも社会保険加入の取扱いの違いがあった。基幹要員は厚生年金保険への加入は認められたが、一般作業員は加入できなかった。」との証言を得たこと、iii) 申立人は、C事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができないこと、iv) C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年8月1日から34年5月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無いこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③に係る申立てについては、i) D社事務センターに申立人の雇用状況、厚生年金保険適用の有無について照会したところ、「申立期間③における申立人の在籍記録は無く、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付は行っていない。当時の厚生年金保険加入条件等についても、資料が無いため不明である。」と回答していること、ii) D社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年10月5日から同事業所で最後に被保険者資格を取得した者の取得日である37年10月8日までを確認したが、申立人の氏名は無いこと、iii) 申立人が一緒に勤務していたとする上司は既に死亡している上、申立人は、D社E出張所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間③における勤務状況や厚生年金保険の適用状況等を確認することができないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②及び③について、申立人は、再申立てに際して新たな資料や証言の提出も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。